



★水俣市ホームページ  
<https://www.city.minamata.lg.jp>  
 または左の二次元バーコードを使ってアクセスできます

### 民間事業者も合理的配慮の提供が義務になります

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者に、障がいを理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が規定されています。

令和6年4月1日から法改正に伴い、これまで民間事業者は努力義務であった「合理的配慮の提供」が義務になります。

### ★合理的配慮の提供とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために、何らかの対応を求められた時に、負担が重すぎない範囲で必要な配慮を行うことをいいます。負担が重すぎる場合は、その理由を説明し、他のやり方を提案したり、話し合いをして共に対応策を検討したりすることが必要です。



▲詳しくは、障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイトを確認ください。

福祉課 ☎ 61・1650

### 令和6年度に学童クラブを利用する児童を募集します

学童クラブは1年ごとの申請で、

現在利用中の人も改めて申請が必要です。

障がい児で利用を考えている場合は、入所の優先度、職員配置などの判断材料になるため、申請時に相談してください。

■募集学童クラブ 市HPに掲載  
 ※民間の学童クラブも紹介しています。

■受付期間 12月1日(金)～令和6年1月17日(水) (土日祝、12月29日～1月3日を除く)

■対象者 令和6年4月に小、二小、袋小に通う1～6年生の児童のうち、保護者が仕事などにより居間家庭にいない児童。(申し込みが多い場合、低学年を優先)

■申込方法 申込書と家庭で児童を保育ができないことを証明する書類(就労証明書など)を提出。



▲詳しくは市HPを確認してください。

### ★学童クラブ支援員募集!

市公設学童クラブでは、支援員を随時募集しています。学童クラブでの支援員の仕事に興味がある人は、各公設学童クラブに直接問い合わせてください。

福祉課 ☎ 61・1660

福祉課 ☎ 61-1660

## 保育所 ・ 認定こども園

### 令和6年4月入園児募集

■申込書の配布場所 (事前に入手してください)

福祉課 (市役所2階1番窓口)

※申込書などは、市ホームページからもダウンロードできます。

■受付期間

令和6年1月4日(木)～31日(水) (土日・祝日を除く)



※市内の保育所・認定こども園の一覧や詳しい内容は市HPで確認してください。

▲市HP

### 入所(園)できる保育所・認定こども園は、認定区分で異なりますので参考にしてください

認定区分	対象	保育の必要性	
1号	満3歳以上	なし	認定こども園(教育利用※1)など。2号以外の人。
2号		あり	保育所、認定こども園(保育利用※2)など。
3号	0～2歳	あり	保育を必要とする事由(※3)に該当する人。

※1 教育標準時間4時間。ただし、急な用事(保護者の残業、急病など)があるときは一時預かり保育を利用することができます。

※2 保育標準時間11時間(保育短時間8時間)

※3 就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練などの理由で家庭で保育できない場合のことです。